

**せせらぎ苑**  
**介護予防・日常生活支援事業 通所介護**  
**重要事項説明書**

**1. 施設の概要**

1-1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 甲南会
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
代表者の氏名	理事長 森田 則久

1-2 通所介護

施設の名称	せせらぎ苑デイサービスセンター
施設の所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
滋賀県知事指定番号	2571400015 平成11年12月28日指定
施設管理者氏名	谷彰人
利用定員	35名（通所介護事業含む） A型 5名
開設・事業開始年月日	平成9年4月1日
利用者相談担当（氏名）	谷彰人・高井若沙・寺本美津枝
電話番号	0748-86-1020

1-3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	滋賀県知事の指定		利用定員	事業開始年月日
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	2571400015	68人	平成9年4月1日
短期入所生活介護	平成12年4月1日	2571400015	20人	平成9年4月1日
居宅介護支援事業	平成11年12月28日	2571400015		平成12年4月1日
訪問介護	平成26年4月1日	2571400015		平成26年4月1日

## 2. 施設の目的と運営方針

1. 施設の目的	・介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として通所介護サービスを提供します。
2. 施設の方針	・苑は、利用者に対し、ノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供します。

## 3. サービスの体制

### 3-1 職員体制

(A型)

管 理 者	1 名 (通所介護と兼務)	介護職員	2 名以上
-------	------------------	------	-------

R6.4.1 現在

### 3-2 サービスの内容

(A型)

営 業 日	月曜日～土曜日(日曜日：定休日) 但し、12月31日～翌1月3日は休業とする。
受付時間	8：30～12：30
サービス提供時間	9：30～11：40
設 備	食堂・機能訓練室・一般浴室・機械浴室・休養室
食 事	・基本的にはサービス内容や提供時間には含まれておりませんが、ご希望の場合はご相談ください。 ・ご家庭での食事や栄養についての質問、相談も受け付けます。
排 泄	・利用者にあったサービスを提供させていただきます。 ・苑では利用者にあった排泄用具を使用しておりますので、お困りのことや質問等お気軽にお申し付けください。
入 浴	基本的には、サービス内容や提供時間には含まれておりませんが、ご希望の場合はご相談ください。
アクティビティ	リハビリ体操・趣味活動・ゲーム・創作活動等

### 3-3 利用料金

#### \* 支払方法

口座振込 ・ 自動引落 のいずれかになります。

毎月月末に締め切り、翌月 15 日までに請求通知をさせていただきます。

(自動引落につきましては、毎月 27 日 (休日の場合翌営業日) の引き落とし後に領収書を送付いたします。)

※なお、自動引落について JA 口座以外の場合は、集金代行収納会社が金融機関との間に入ります。

(A型)	1割負担	2割負担	3割負担	1単位=10.27円にて計算
事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	1,662	3,324	4,985	基本料金(月額/円)
要支援2(週2回程度)	3,346	6,692	10,038	
事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	55	109	164	基本料金(日割りの場合: 日額/円)
要支援2(週2回程度)	111	222	333	
実 費	食費(希望により準備します)		600円	
	入浴費(希望により対応します)		250円	
	排泄用具		基本的にご持参いただきますが、苑のものを 使用した場合、実費をいただきます。 紙オムツ:100円 尿とりパット*30円 紙パ ンツ:150円	

\*上記のほかにも、別途行事に伴う実費行事費等の利用料がかかる場合があります。

## 4. 各サービス共通項目

秘密の保持及び個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>苑および苑職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。</li> <li>苑は、苑の職員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。</li> <li>サービスの提供にあたり、利用者の情報を他の事業者等と共有することが必要となります。そのため、別紙「個人情報の利用目的」により説明し同意を確認します。</li> </ul>
サービスの記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>苑は、各サービスの提供に関する記録を作成し、それを契約終了後2年間保管します。</li> <li>利用者または家族からの申し出があれば、9時から17時の間で閲覧できます。</li> </ul>
介護サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別の通所介護計画を作成し、それに基づいてサービスを提供します。</li> </ul>

<p>身体拘束及び 行動の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苑は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしません。</li> <li>・ 苑が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者及び利用者の家族に対し、事前若しくは事後速やかに、行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。</li> </ul>
<p>体調変化・ 事故の連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苑は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに主治の医師に連絡を取る等必要な処置を行います。そのために、各サービス利用中の緊急連絡先をお伝えください。</li> <li>・ ご利用中の医療機関への送迎は、<u>原則家族の方で対応していただきます。</u></li> <li>・ ご利用中に医療機関にて内服薬等の受け渡しが必要な場合、原則家族の方で対応していただきます。</li> </ul>
<p>損害賠償</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苑はサービスの提供にともなって、苑の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。</li> </ul>
<p>事業者の契約解除</p>	<p>次の場合、この契約は解除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上滞納された場合</li> <li>② 利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の事項について、故意にそれを告げず、または事実と異なった告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li> <li>③ 利用者が故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行った場合</li> </ol>
<p>利用者の契約解除</p>	<p>利用者はいつでもこの契約の解除を申し入れることができます。</p>
<p>契約の終了</p>	<p>次の場合、この契約は終了します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用者が死亡した場合</li> <li>② 要介護認定により自立と判定された場合</li> <li>③ 利用者が介護保険施設に入所した場合</li> <li>④ 苑が介護保険法に基づく指定を取り消された場合、</li> </ol>

	<p>または指定を辞退した場合</p> <p>⑤ その他苑がサービスの提供が不可能になった場合</p>
契約に定めのない事項	この契約に定めのない事項については、利用者または家族と協議の上、誠実に対処します。

## 5. 利用の際の留意いただく事項

来訪・面会	・面会時間 10:00～16:15	
飲酒	・健康に支障のない範囲であれば特に制限はしておりません。	
喫煙	・敷地内禁煙のため、喫煙はできません。	
居室・設備・器具の利用	・苑内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。	
迷惑行為等	・他の利用者の迷惑等施設内での生活に支障をきたす場合、ご利用をお断りすることがあります。	
宗教活動	・苑内での利用者に対する執拗な勧誘等の宗教活動は禁止しております。	
動物飼育	・苑内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。	
ボランティア及び実習生の受け入れ	<p>・苑では施設の社会化を図るためにボランティアや実習生の受け入れを積極的に行う方針で運営しておりますので、地域住民等の施設への出入りが頻繁にございます。</p> <p>・利用者への迷惑にならないように十分配慮しておりますのでご理解ください。</p>	
苦情対応	苦情受付窓口	谷 彰人
	滋賀県国民健康保険団体連合会	<p>滋賀県大津市中央4丁目5番9号</p> <p>滋賀国保会館</p> <p>電話077-522-2651</p> <p>FAX077-522-2625</p>
	甲賀市長寿福祉課	<p>滋賀県甲賀市水口町水口6053番地</p> <p>電話：0748-69-2165</p>
	社会福祉法人 甲南会 第三者委員	<p>吉川 鐘子 電話0748-86-4813</p> <p>松本佐知子 電話0748-86-3536</p> <p>伊藤 隆一 電話0748-86-1480</p>